20　暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う旨）
［略］	

（注意事項）

［１～４　略］

［（第３面）～（第11面）　略］

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

１　業務の状況

［(1)～（10―３）　略］

⑾　自己資本規制比率の状況

		当　　期　　末
［略］		
リスク相当額	［略］	
	暗号等資産等による控除額	
	［略］	
［略］		

（注意事項）

［１～３　略］

４　リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号等資産等による控除額（一の暗号等資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号等資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額を記載すること。

20　暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う旨）
［同左］	

（注意事項）

［１～４　同左］

［（第３面）～（第11面）　同左］

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

１　［同左］

［(1)～（10―３）　同左］

⑾　［同左］

		当　　期　　末
［同左］		
リスク相当額	［同左］	
	暗号資産等による控除額	
	［同左］	
［同左］		

（注意事項）

［１～３　同左］

４　リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額（一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額を記載すること。